



甚目寺庁舎に  
手話通訳者を配置しています  
火曜日 午前9時～正午、午後1時～4時  
木曜日 午前9時～正午  
※上記以外の曜日、または甚目寺  
庁舎以外でのご利用につきましては、お問い合わせください。  
問合先 社会福祉課  
☎444・3135 FAX443・3555

✉shogai@city.ama.lg.jp



## 子育て



子育て応援！  
ファミリー・サポート・センター依  
頼会員を募集します！

子育てのお手伝い（お子さんの送  
迎・一時預かり）をしてほしい方、地  
域の方にお願ひしてみませんか？登  
録説明会への参加が必要です。都合  
がつかない場合は事務局へお電話く  
ださい。

### 登録説明会

日時 3月18日（土）

午前10時～11時45分

場所 七宝公民館

対象 生後4か月から小学校6年生  
までのお子さんがいるあま市、大  
治町内在住、または在勤の方

※妊婦さん、または生後4か月未満  
のお子さんをお持ちの方も仮登録  
可能。事務局へお問い合わせくだ  
さい。

定員 10人  
申込 説明会の3日前までに電話、  
またはメールでお申し込みくださ  
い。

※説明会の無料託児有り。（4か月か  
ら未就学児まで、要予約、定員有  
り）託児をご希望の方は開催日8  
日前までに申し込みが必要です。

メール申込 件名「説明会申込み」、  
本文に「氏名、電話番号、参加日、託  
児の有無（有は名前、よみがな、生  
年月日）」を記入して送信してくだ  
さい。

問合先 あま市・大治町広域ファミ  
リー・サポート・センター事務局  
（七宝公民館 1階）  
☎462・0150  
FAX462・0160

✉ama-harufamisapo@cloverne  
t.ne.jp



ファミリー・サポート・センターの  
開所日が変更となります

変更前開所日 月～金曜日（土・日  
曜・祝日・年末年始は閉所）

変更後開所日 火～土曜日（月・日  
曜・祝日・年末年始は閉所）

業務時間（午前8時30分～午後5  
時15分）は変更ありません。

変更日 4月1日（土）から

問合先 あま市・大治町広域ファミ  
リー・サポート・センター事務局  
（七宝公民館1階）  
☎462・0150  
FAX462・0160

放課後子ども教室の申込みについて  
令和5年度の申し込みを受け付け  
ます。なお、令和4年度に登録され  
た方ももう一度手続きが必要です。

実施日・時間 5月から令和6年2  
月までの月曜日のうち、年13回（午  
後3時～5時）

対象 市内小学校に在籍する児童  
（令和5年4月以降の小学校1年  
生から6年生）

内容 保護者や地域の方等の参画を  
得て、放課後に工作・レクリエー  
ション等のプログラムを行います。

異学年間の交流、地域の方との触  
れ合い、体験活動等を行います。

定員 各校50人

参加費 年額3,000円（傷害保険  
料や活動での教材費分）

児童の帰宅方法 徒歩か自転車によ  
る保護者、またはそれに代わる大  
人のお迎えが必要です。

※放課後児童クラブ登録者（春休み・  
夏休み・冬休みのみ登録の方は除  
く）は申込みできません。

申込みについて  
受付場所 七宝・美和市民サービ  
スセンター、子育て支援課（甚目  
寺庁舎）

受付期間 3月2日（木）から10日（金）  
まで（土・日曜日を除く）

受付時間は午前8時30分から午後  
5時15分まで

定員を超えた場合

抽選を行い、当選者番号を市公式  
ウェブサイトに掲載します。当選者  
には3月下旬に申請書を送付します。  
その後、4月中旬に登録説明会を開  
催します。

抽選日時・場所（出席は任意です）

七宝地区 3月15日（水）午前10時から  
七宝公民館研修室

美和地区 3月17日（金）午前10時から  
美和公民館実習室

甚目寺地区 3月16日（木）午前10時か

ら。甚目寺庁舎第2会議室  
**定員を超えなかった場合**

3月下旬に申請書を送付します。  
その後、4月中旬に登録説明会を開催します。

※登録説明会の詳細は、申請書送付のときにお知らせします。

問合先 子育て支援課

☎444・3173

FAX 443・3555

## 募集



**保育園会計年度任用職員(保育士)募集**

**募集**

**業務内容** 保育補助業務

**賃金** 市の規定に基づき支給(通勤手当は距離に応じて支給)

**勤務地** 市立保育園

**勤務時間** 午前7時30分～午後7時(うち7時間以内勤務、休憩1時間有)、週5日以内

**応募資格** 保育士資格を有する方

**提出書類** 履歴書(写真貼付)、資格の写し、後日依頼のときに健康診断書

**提出先** 子育て支援課(甚目寺庁舎)

書類提出後、面接のうえ決定します。

問合先 子育て支援課

☎444・3173

FAX 443・3555

**パートタイム会計年度任用職員**

**(憩の家療母・療父)募集**

**業務内容** 憩の家運営業務

**勤務地** 市内憩の家3か所

**勤務時間** 午前8時30分～午後5時15分(うち7時間、休憩1時間有)、週5日

**応募資格** 特になし

**パートタイム会計年度任用職員**

**(児童厚生員・補助員)募集**

**業務内容** 児童館運営業務

**勤務地** 市内児童館6か所

**勤務時間** 午前8時30分～午後5時15分(うち7時間、休憩1時間有)、週5日

**応募資格** 児童厚生員については、保育士、幼稚園・小中学校教諭などの資格を有する方

**補助員については特になし**

**パートタイム会計年度任用職員**

**(放課後児童支援員・補助員)募集**

**業務内容** 児童クラブ運営業務

**勤務地** 市内放課後児童クラブ実施施設15か所

**勤務時間** 午後2時30分から7時まで

※土曜日、学校休業日等は午前7時30分～午後7時(うち6時間程度交代制)、週3～5日

**応募資格** 放課後児童支援員については、放課後児童支援員認定資格、保育士、幼稚園・小中学校教諭、社会福祉士の資格を有する方

**補助員については特になし**

**憩の家療母・療父、児童厚生員・補助員、放課後児童支援員・補助員募集共通事項**

**賃金** 市の規定に基づき支給(通勤手当は距離に応じて支給)

**提出書類** 履歴書(写真貼付)、資格証の写し、健康診断書(後日でも可)

**提出先** 甚目寺北児童館

書類提出後、面接のうえ決定します。

**問合先** 甚目寺北児童館

☎445・1367

FAX 445・0346

**七宝学童保育クラブ(ココロ)支援員募集**

**業務内容** 小学生の放課後、保育・生活支援業務

**賃金** 七宝学童保育クラブの規則に基づき支給

**勤務地** 七宝児童館内

**勤務時間** 下校後から午後7時まで

※土曜日もしくは夏休み等は午前7時30分から午後7時までのうち交代制

**応募資格** 週2日から3日働くことができ、70歳未満で、子どもと関わってお仕事したい方。放課後指導支援員認定資格、保育士、幼稚園教諭、教諭、社会福祉士の資格があるとなお可。

**問合先** 七宝学童保育クラブ(午後2時30分～6時)

☎090・8159・7956

**福祉**

**心身障害者扶助料支給日のご案内**

3月は、あま市心身障害者扶助料の支給月です。

3月27日(月)が振込予定日ですので、ご確認ください。

なお、特別養護老人ホームなどの施設入所や介護入院をされますと扶助料が受けられなくなります。返還が生じることがありますので、お早めに届け出てください。

令和5年3月号

広報 あま

13

問合先 社会福祉課

☎444・3135

FAX 443・3555

### 自立支援医療制度について

自立支援医療制度は、心身の障がいを除く・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

### 更生医療

身体障害者手帳をお持ちの方で、障がいを除く・軽減する手術等の治療によって確実な効果が期待できる18歳以上の方が対象です。

※更生医療の対象となるには、お持ちの身体障害者手帳に記載されている障がい(部位)に対する医療で、あることが必要となります。

### 育成医療

身体に障がいのある児童、またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童で、その障がいを除く・軽減する手術等の治療によって確実な効果が期待できる18歳未満の方が対象です。

### 精神通院医療

精神疾患(てんかんを含む)のある方で、通院による精神医療を継続的に必要とする状態にある方が対象です。

### 各制度について

※自立支援医療は、都道府県知事等の定める指定医療機関以外の医療機関では受けることができません。

※対象となる治療を受ける前に支給認定申請を行う必要があります。

※一定所得以上の方は、対象外となる場合があります。

※詳細については、担当課までお問い合わせください。

問合先 社会福祉課

☎444・3135

FAX 443・3555



マイナポータルからオンラインで転出届を提出できるようになりました

令和5年2月6日から、マイナンバーカードを所有している人は、マイナポータルからオンラインでも転出の届出が可能です。このサービスを利用する方は、転出にあたり来庁での転出届の提出が原則不要となります。

電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、日本国内での引越しをする方がご利用いただけます。ご自身単身での引越しの他、ご

自身と同一世帯員、ご自身以外の世帯員の方の引越しでも利用可能です。詳しくは、デジタル庁ウェブサイトをご覧ください。

※マイナポータルを通じて転出届の提出をした後は、別途、転入先市区町村の窓口で転入者のマイナンバーカードをご持参のうえ転入届等の手続が必要です。

※転出に伴う必要な手続さについては、各担当課にお問い合わせください。

デジタル庁ウェブサイト(政策ページ)もご覧ください。

[https://www.digital.go.jp/policies/moving\\_onestop\\_service/](https://www.digital.go.jp/policies/moving_onestop_service/)

問合先 市民課

☎444・3167

FAX 443・3555



### 住民票の写し等の第三者交付にかかる「本人通知制度のご案内」

市では不正請求や不正取得による個人の権利の侵害防止を図ることを目的として、本人通知制度を実施しています。

事前登録した方の住民票の写し、戸籍謄本などを本人の代理人や第三者による請求に基づいて交付したとき、事前登録した方へ交付した事実

をお知らせする制度です。(国、または地方公共団体の機関を除く)なお、証明書を交付した第三者などの個人に関する情報はお知らせ、証明はされません。

登録窓口 市民課(甚目寺庁舎)

美和・七宝市民サービスセンター

### 登録できる方

・市に住民登録されている方(平成26年6月19日以前に転出された方は登録できません。)

・市に本籍がある方、または、本籍が過去にあった方

※死亡された方は対象となりません。

### 登録に必要なもの

登録する本人がお越しになる場合  
本人確認書類(自動車運転免許証、旅券、個人番号カードなど)が必要です。

### 代理人がお越しになる場合

委任状と代理人本人確認書類、登録希望者の本人確認書類(コピー可)が必要です。

### 法定代理人がお越しになる場合

戸籍謄本など関係を証明する書類と法定代理人の本人確認書類が必要です。

問合先 市民課

☎444・3167

FAX 443・3555



## 税



### 軽自動車の名義変更及び廃車の届出について

毎年3月は軽自動車税(種別割)申告等の関係から、軽自動車の名義変更、廃車の届出が集中し、窓口が大変混雑します。

このため、名義変更及び廃車の届出は**3月中旬頃までに済ませていただきます**ようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、マスクの着用、手指のアルコール消毒、適切な距離を保ち3密の回避に努めていただきますようご協力ください。

名義変更、廃車等の手続きについては、軽自動車検査協会のウェブサイトからもご覧いただけます。

<https://www.keikenkyo.or.jp>

届出手続き等のお問い合わせは次の事務所・支所までお願いいたします。



**問合先** 軽自動車検査協会(コールセンター)

愛知主管事務所

☎050・3816・1770

豊橋支所

☎050・3816・1771

三河支所

☎050・3816・1772

小牧支所

☎050・3816・1773

## 保険・年金



### 国民健康保険被保険者証の更新について

4月1日(土)以降に使用していただく被保険者証を3月上旬に送付します。簡易書留郵便のため、郵便局からの手渡しとなります。不在の場合は不在連絡票が投函されますので、再配達等により受け取りの手続きをしてください。

有効期限の切れた被保険者証は、使用できないよう破棄していただくか、保険医療課、美和市民サービスセンターへお返しいただきますようお願いいたします。

**問合先** 保険医療課

☎444・3168

FAX 443・3555

### 年金相談『相談無料・事前予約制』年金に対する疑問にお答えします

中村年金事務所の職員による年金相談を開催します。

相談は**予約制**となりますので、保険医療課へ事前に「予約」をお願いします。

なお、相談内容が相談者以外のものである場合は、親子や夫婦など親族に関する相談であっても、ご本人の委任状が必要になります。

**日時** 3月28日(木) 午前10時～正午、午後1時～3時

**定員** 10人(事前予約制)

**相談時間** 1人20分まで

**場所** 甚目寺庁舎 相談室

**予約受付期間** 3月1日(水)～3月10日(土・日曜を除く)

午前8時30分～午後5時15分

**予約方法** 保険医療課(甚目寺庁舎)窓口または電話

**問合先** 保険医療課

☎444・3168

FAX 443・3555

## 寄附



**寄附のお礼**

山田 鈺治様

七宝小学校のために

現金1万円

「ご厚意ありがとうございました。」

**問合先** 総務課

## 健康



100歳で歯が20本以上 10020達成おめでとうございます



1月13日(金)に下菅津の石田 玉子さんを、市長と海部歯科医師会長が訪問し、10020表彰の受賞者として賞状、記念品を贈呈しました。石田さんは大正11年生まれ、100歳で「ご自分の歯は23本あり、毎日楽しく過ごされています。」

これからも健やかに充実した毎日を送られますよう心からお祈りいたします。

します。

また、9020 表彰は4名、8020 表彰は48名でした。おめでとうございます。

**問合先** 健康推進課

☎443・0005

FAX 443・5461

## 環境・衛生



### ごみを減らしましょう

家庭から出るごみのうち、約半分を占めているのが「生ごみ」です。

家庭でできる活動として、使いきり・食べきり・水きりの3きり運動があります。

**使いきり** 余分な食材を買わない。

買い物に出かける前に冷蔵庫の中などを確認する。

**食べきり** 食べきれぬ分だけ作る。

余った食材や料理はアレンジして、他の料理に作り変えるなどの工夫をする。

**水きり**

ネットなどに入れて水分をきる。

生ごみは、約80%が水分です。水きりをする事で、ごみ出しが楽になり、ごみ袋も小さいもので済むため家計に優しくなります。

**問合先** 環境衛生課

☎444・3132

FAX 443・3555

### ごみの不法投棄はNG!!

各種ごみを所定の廃棄方法を守らず、いわゆるポイ捨てする行為は、『不法投棄』という法令などによる禁止の犯罪行為になります。

まちの景観を損なうのはもちろん、地域社会の市民の生活環境や健康への被害をもたらす恐れがあり、また自然環境への被害にもつながりかねません。

不法投棄は絶対にやってはいけません、常に心がけましょう。

**問合先** 環境衛生課

☎444・3132

FAX 443・3555

### 微小プラスチックごみの汚染について

ビニール袋やペットボトルなどから生じる微小プラスチックごみ（マイクロプラスチック：直径5ミリメートル以下）が深刻な海洋汚染を引き起こしています。

まず、ポイ捨てや風でプラスチック製品が散乱します。次に、雨や風によって水路や川に流されて、やがて海へと流出していきます。プラス

チックは、紫外線や摩耗などによって脆くなり壊れて小さくなります。しかし、いくら小さくなくても分解されてなくなることはありません。最終的に、マイクロプラスチックとなったプラスチック製品を餌と勘違いした魚や海鳥が食べてしまいます。その魚を私たちが食べてしまう可能性もあるのです。

### 私たちが、まずできること

●ごみはポイ捨てせず、持ち帰る。

●ペットボトルや空き缶・空きビン

は資源ごみとしてリサイクルする。そのほかのごみは市のルールに従い適切に処分する。

●買い物に行く時は、「マイバッグ」を持参し、レジ袋をもらわない。

一人ひとりの行動で微小プラスチックごみの海洋汚染を防ぎましょう。

**問合先** 環境衛生課

☎444・3132

FAX 443・3555

### 家電リサイクル法対象製品（家電4品目）の廃棄方法

「家電リサイクル法」に基づき、次の家電製品は小売業者等により収集され、製造業者等でリサイクルされることとなっています。市では収集

を行っていません。

**対象品目** エアコン（室外機を含む）、テレビ（ブラウン管、液晶、プラズマ）、冷蔵庫、冷凍庫、冷温庫、洗濯機、衣類乾燥機

**引取窓口**

**新しい製品に買い替える場合**

新しい製品を購入する販売店にご相談ください。

**廃棄のみの場合**

過去にその製品を購入した販売店にご相談ください。

**その他（過去にその製品を購入した販売店が不明等）の場合**

最寄りの取り扱い販売店でも引き取ってもらえる場合がありますので、直接ご相談ください。

**費用** 消費者が負担する費用は、メーカーが再商品化するための「リサイクル料金」と、回収のための「収集運搬料金」です。

**注意事項** 業務用専用機器は対象外です。家電リサイクル法では、家庭用として製造・販売されているもののだけが対象となります。業務用専用に使われていない型式のものは含まれません。例えば、店舗・業務用エアコン、ビル空調システム、業務用冷凍冷蔵庫、コインランドリー用

洗濯機、ドライフリーニング用機  
器などがあります。これらは、メー  
カーや設置業者などにご相談くだ  
さい。

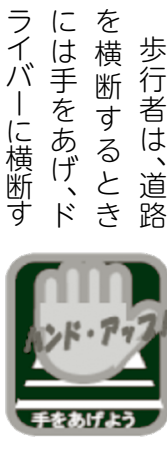
問合せ 環境衛生課

☎444・3132

FAX 443・3555

## 交通安全

ハンド・アップ運動



歩行者は、道路  
を横断するとき  
には手をあげ、ド  
ライバーに横断す  
る意思を示しまし  
よう。ドライバー  
は、手をあげてい  
る歩行者を見かけ  
たら、思いやりの  
気持ちを持って、  
横断者の手前で止  
まりましょう。  
ドライバーには、  
目と目を合わせ、  
感謝の気持ちを  
伝えましょう。

問合せ 安全安心課

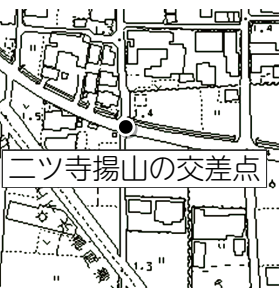
☎444・0862

FAX 441・8330

## 交通事故の起こりやすい場所～守って安全・知って安心～Vol.80

名称 ニツ寺揚山の交差点

この交差点で、出会い頭の衝突  
事故が発生している。東西方向の  
道路は交通量が多く、スピードを  
出す自動車が多い。これに交差す  
る南北方向の道路は、幅員は狭い  
が稲沢市方面へ抜ける道であるた  
め、こちらも交通量が多い。北側の  
道路では、接触事故が起きている。  
すれ違い時に必要以上のスピード  
を出しているためだ。交差点での  
一旦停止と、スピード制限の順守  
が事故の発生を抑える。(市公式  
ウェブサイトに掲載ヒヤリハット・  
あ！マップから抜粋)



ニツ寺揚山の交差点

(危険と感じる場所や体験等の情  
報を募集しています)  
問合せ 安全安心課

☎444・0862

FAX 441・8330

## 消防・防犯

令和5年春の火災予防運動

全国統一防火標語

「お出かけはマスク戸締り火の用心」

3月1日(水)から7日(火)までの7日  
間に春の火災予防運動が実施され、  
市内でも消防団による火災予防の啓  
発活動などが実施されます。

令和4年中交通事故死亡者数

| 地域      | 死者数  |
|---------|------|
| 愛知県     | 137人 |
| 津島警察署管内 | 2人   |
| あま市     | 0人   |

令和4年12月末現在

問合せ 安全安心課

☎444・0862 FAX441・8330



あま市月別窃盗犯発生状況(暫定値)

| 手口                | 令和4年<br>12月中<br>認知件数 | 前月比  |
|-------------------|----------------------|------|
| 侵入盗<br>(空き巣など)    | 4件                   | -1件  |
| 乗物盗<br>(自動車盗など)   | 4件                   | -10件 |
| 非侵入盗<br>(車上ねらいなど) | 9件                   | -8件  |
| 計                 | 17件                  | -19件 |

問合せ 安全安心課

☎444・0862 FAX441・8330

火災に遭われた方は、まさか自分  
の家が火事になるとは思っていな  
かった方ばかりです。防火の重要  
性を自覚し、火災による死傷者や財  
産の損失を防ぎましょう。

問合せ 安全安心課

☎444・0862

FAX 441・8330